

自己負担限度額が変わります

改正後

○平成18年10月診療分から

	自己負担限度額
上位所得者 被保険者全員の基礎控除後の所得が600万円以上	150,000円 医療費総額が500,000円を超えた場合は、その超えた部分の1%を加算 <83,400円>
課税一般世帯	80,100円 医療費総額が267,000円を超えた場合は、その超えた部分の1%を加算 <44,400円>
非課税世帯	35,400円 <24,600円>

< >は多数該当(過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合の限度額

改正後

○平成18年10月診療分から

	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	世帯単位(入院含む)
現役なみ所得者(注1)	44,400円	80,100円 医療費総額が267,000円を超えた場合は、その超えた部分の1%を加算 <44,400円>
課税一般世帯(注2)	12,000円	44,400円
非課税世帯 低所得者II(注3)	8,000円	24,600円
低所得者I(注4) (年金収入65万円以下等)	8,000円	15,000円

< >は多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合の限度額

(注1)70歳以上の国保被保険者で課税所得145万円以上の人及びその人と同一世帯70歳以上の方

(注2)A. 現役なみ所得者、低所得I・IIのいずれにもあてはまらない方
B. 公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止により、課税所得145万以上213万未満の場合は経過措置対象者として2ヶ年「一般」を適用

(注3)A. 世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の世帯に属する70歳以上の方
B. 老年者非課税措置の廃止に伴い、世帯員の一部が課税者(税経過措置対象者)となり、所得金額125万円以下で平成17年1月1日現在65歳以上の人のみの場合の同一世帯の非課税者は2ヶ年「低II」を適用

(注4)(注3)のAの人で、世帯の各所得が、必要経費・控除(年金所得80万で控除)を差し引いたとき0円になる世帯

健康保険法等の一部改正(平成18年10月1日施行)により、高額療養費制度における自己負担限度額が変わります。

国保からの お知らせ

国民健康保険課

☎974-3111

(内線1166、1167)

支所での業務内容が
10月1日より一部変わります。

国民健康保険課では10月1日から保険給付関係業務を次のように変更することになりましたので市民の皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

本庁(具志川庁舎)で行う業務

- ①高額療養費関係
(貸付・払い戻し)申請受付
- ②療養費(装具等)の払い戻し申請受付
- ③負担限度額・食事減額認定証の申請受付
- ④その他医療給付関係全般の申請受付

支所(石川庁舎・勝連庁舎・与那城庁舎)で行う業務

- ①出産育児一時金の支給申請受付
 - ②葬祭費の支給申請受付
 - ③高齢受給者証の交付
- ※上記①～③は、本庁でも取り扱います。

保険税、資格関係等については従来どおりです。

※給付関係の申請に必要な書類、案内書等については各支所窓口
に常時置いてありますのでご利用ください。